

医薬品の新規購入について

本院における医薬品の新規購入に関する現在のルールについて紹介します。

院内採用薬

- 1・ 薬剤部薬務係にある「医薬品新規購入申請書」に、必要な事項を記入。
- 2・ 年3～4回開かれる薬事委員会において採用の可否を審議
- 3・ 現在の本院における医薬品の採用基準。
 - 1) 医薬品の購入予算に不足を来していないこと
 - 2) 既採用医薬品から、新規採用品目と同数の医薬品を削除する。
 - 3) 同時発売された2種以上の同一成分・同一含量・同一剤形医薬品の採用申請が出された場合については、原則として1品目のみ採用
 - 4) 薬事委員会において出席委員の過半数以上の同意が得られること
- 4・ 採用決定後、購入コード取得などの事務手続きを経て購入、オーダリングシステム登録後、使用可能。

緊急購入について

その医薬品がないと患者の生命に係わる等、緊急に医薬品を必要とする場合は、病院長(薬事委員会 委員長)の判断で緊急採用を決定することができます。「医薬品新規購入申請書」に緊急に必要な理由を記入し、病院長に説明していただくこととなります。病院長から認可のサインと捺印をもらってきて下さい。薬事委員会には事後報告となります。

院外専用薬について

- 1・ 薬剤部薬務係にある「院外専用薬登録申請書」に、必要な事項を記入。
- 2・ 年3～4回開かれる薬事委員会において承認後、オーダリングシステム登録。
- 3・ 緊急に使用したい場合は薬剤部長の判断で登録を可とし、次回の薬事委員会で承認を得る。

[戻る](#)